

留意事項

【消火訓練】

- ・ 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年1回以上実施するものとする。
- ・ 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】

- ・ 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- ・ 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】

- ・ 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- ・ 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年1回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】

- ・ 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- ・ 消火栓の操作に関する訓練
- ・ ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- ・ 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- ・ 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）

【消火栓を使用した消火活動の例】

- ・ 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- ・ 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- ・ 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】

- ・ ホースは使用できる状態か。
- ・ 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- ・ 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- ・ 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。 ※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要

